

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和3年7月30日

八 戸 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第4項において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同法第8条第4項において準用する同法第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
	○			是川 (小川向、東前田、下田中沢、上神田)	無	令和2年度～令和6年度	是川集落
	○			是川 (金谷沢、長田沢、下売市沢)	無	令和2年度～令和6年度	縄文是川集落
	○			是川 (上売市沢、石田)	無	令和2年度～令和6年度	上売市沢集落
	○			南郷大字頃巻沢 (津串森、上頃巻沢)	無	令和2年度～令和6年度	頃巻沢集落
	○			南郷大字島守 (小山田、水口、大波、黒坂出口)	無	令和2年度～令和6年度	小山田集落